

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

○北海道行政組織規則の一部を改正する規則…………… (人事課) 1

訓 令

○北海道文書管理規程の一部を改正する訓令…………… (文書課) 2

○北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) 2

規 則

北海道行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年8月13日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第56号

北海道行政組織規則の一部を改正する規則

北海道行政組織規則（昭和41年北海道規則第21号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項の表環境生活部の項中「環境局」を「環境局 ゼロカーボン推進局」に改める。

第6条第2項の表環境局の項中「気候変動対策課 自然環境課」を「自然環境課」に改め、同項の次に次のように加える。

ゼロカーボン推進局	ゼロカーボン戦略課	気候変動対策課
-----------	-----------	---------

第7条第2項の環境生活部環境局の事項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同事項の次に次の1事項を加える。

環境生活部ゼロカーボン推進局

(1) 脱炭素化の推進に関する事（他部の主管に属するものを除く。）。

(2) 気候変動対策の推進に関する事。

第10条の2第1項の循環型社会推進課の事項に次の1号を加える。

(10) 循環資源利用推進税に関する事（他部課の主管に属するものを除く。）。

第10条の2第1項の気候変動対策課の事項を削り、同条の次に次の1条を加える。

（環境生活部ゼロカーボン推進局の課）

第10条の3 環境生活部ゼロカーボン推進局の課の分掌事務は、次のとおりとする。

ゼロカーボン戦略課

(1) 脱炭素化の推進に係る企画及び総合調整に関する事。

(2) 地域エネルギー資源の利活用に関する事（他部課の主管に属するものを除く。）。

気候変動対策課

(1) 気候変動対策の推進に係る企画及び総合調整に関する事（他課の主管に属するものを除く。）。

(2) 気候変動適応の推進に関する事。

別表第9中

環境生活部	東京オリンピック連携推進監	上司の命を受け、第32回オリンピック競技大会におけるマラソン競技及び競歩競技の実施の支援等に関する事務に従事するとともに、当該事務を総括整理する。
-------	---------------	---

を

環境生活部	ゼロカーボン推進監	上司の命を受け、脱炭素化及び気候変動対策の推進に関する事務に従事するとともに、当該事務を総括整理する。
	東京オリンピック連携推進監	上司の命を受け、第32回オリンピック競技大会におけるマラソン競技及び競歩競技の実施の支援等に関する事務に従事するとともに、当該事務を総括整理する。

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に次の表の左欄に掲げる本庁の課の職員である者は、別に発令をされない限り、同一の勤務条件をもって、同表の当該右欄に掲げる本庁の課の相当の職員となるものとする。

環境生活部環境局気候変動対策課（脱炭素化、再生可能エネルギーの促進及び森林吸収源対策に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	環境生活部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン戦略課
環境生活部環境局気候変動対策課（脱炭素化、再生可能エネルギーの促進及び森	環境生活部ゼロカーボン推進局気候変動対策課

林吸収源対策に関する事務を処理すべきこととされている者を除く。)

3 施行日の前日において現に次の表の左欄に掲げる職にある者であって、別に発令をされないものは、施行日後も引き続き同表の当該右欄の職を命ぜられるものとする。

環境生活部環境局気候変動対策課長	環境生活部ゼロカーボン推進局気候変動対策課長
環境生活部環境局気候変動対策課ゼロカーボン担当課長	環境生活部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン戦略課ゼロカーボン推進担当課長
環境生活部環境局気候変動対策課気候変動適応担当課長	環境生活部ゼロカーボン推進局気候変動対策課気候変動適応担当課長
環境生活部環境局気候変動対策課再エネ促進担当課長	環境生活部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン戦略課再エネ促進担当課長
環境生活部環境局気候変動対策課森林吸収源担当課長	環境生活部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン戦略課森林吸収源担当課長
環境生活部環境局気候変動対策課道有施設脱炭素化担当課長	環境生活部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン戦略課道有施設脱炭素化担当課長
環境生活部環境局気候変動対策課気候変動対策係長	環境生活部ゼロカーボン推進局気候変動対策課気候変動対策係長
環境生活部環境局気候変動対策課政策企画係長	環境生活部ゼロカーボン推進局気候変動対策課計画調整係長
環境生活部環境局気候変動対策課ゼロカーボン推進係長	環境生活部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン戦略課ゼロカーボン推進係長
環境生活部環境局気候変動対策課気候変動適応係長	環境生活部ゼロカーボン推進局気候変動対策課気候変動適応係長

訓 令

北海道訓令第8号

本 庁
出 先 機 関

北海道文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年8月13日

北海道知事 鈴木直道

北海道文書管理規程の一部を改正する訓令

北海道文書管理規程（平成10年北海道訓令第7号）の一部を次のように改正する。

別表の付表中

環境局気候変動対策課
環境局自然環境課

気 候
自 然

を

環境局自然環境課
ゼロカーボン推進局ゼロカーボン戦略課
ゼロカーボン推進局気候変動対策課

自 然
ゼ 戦
気 候

に改める。

附 則

この訓令は、令和3年8月13日から施行する。

北海道訓令第9号

本 庁
出 先 機 関

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年8月13日

北海道知事 鈴木直道

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令

北海道事務決裁規程（昭和41年北海道訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第4条の2及び別表第6の職員監、危機管理監、次世代社会戦略監、地域振興監、交通企画監、東京オリンピック連携推進監、アイヌ政策監、新型コロナウイルス感染症対策監、少子高齢化対策監、観光振興監、食産業振興監、食の安全推進監及び建築企画監の決裁事項の項中「交通企画監」の次に「、ゼロカーボン推進監」を加える。

附 則

この訓令は、令和3年8月13日から施行する。